

## 議案第 4 号

海老名市本庁舎駐車場条例の制定について

海老名市本庁舎駐車場条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長      内   野      優

## 提案理由

海老名市本庁舎駐車場の設置及び管理について定めたいため

## 海老名市本庁舎駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市本庁舎の自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称         | 位置            |
|------------|---------------|
| 海老名市本庁舎駐車場 | 海老名市勝瀬175番地の1 |

(駐車できる者)

第3条 駐車場に駐車することができる者は、本庁舎及び消防庁舎（以下「本庁舎等」という。）に各種行政手続、相談、会議その他の所用（以下「所用」という。）のために来庁する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、本庁舎等に来庁する者以外の者を駐車場に駐車させることができる。

(使用料)

第4条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の表に定める駐車時間の区分に応じ、それぞれ同表に定める使用料を支払うものとする。ただし、前条第1項に規定する者が駐車場を使用する場合における当該駐車時間は、当該者が所用に要した時間を差し引いた時間とする。

| 駐車時間              | 使用料  |
|-------------------|------|
| 1時間以内             | 0円   |
| 1時間を超えた後の1時間までごとに | 300円 |

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、使用料を徴収しないことができる。

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めると

きは、その全部又は一部を還付することができる。

(入場の拒否)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場への入場を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上、車両を駐車することができないとき。
- (2) 車両が発火性又は引火性の物品その他の危険な物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設、設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、駐車場において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設、設備等を汚損し、又は損傷すること。
- (3) みだりに火気を使用し、又は騒音を発すること。
- (4) 車両を放置すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し退場を命ずることができるほか、当該行為の防止及び是正のための必要な措置を講ずることができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、駐車場の収容能力を超えるととき又は管理上支障があると認めたときは、駐車場の使用を制限することができる。

(使用の休止)

第9条 市長は、市が主催する行事等に使用する場合その他市長が必要と認める場合は、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、使用者の責めに帰すべき理由により駐車場の施設、設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得

ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

（市の免責）

第 1 1 条 駐車場内において、市以外の者の責めに帰すべき理由により生じた使用者の損害については、市はその責めを負わない。

（委任）

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。